

# 大阪市立 関目小 学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、たくましく生きようとする子どもを育成する」ために「関目小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 人権教育を全ての教育活動の根底に位置付け、定期的かつ継続的・系統的な人権教育に関する校内研修会を設けることにより、教職員の人権意識向上を図る。
- ② 道徳の時間を含めた人権教育に関する年間指導計画に則り、自他を尊重し合う児童の育成を図る。
- ③ 朝の会や終わりの会での1分間スピーチ、日記活動等を通して、児童の実態把握に努めるとともに、小さな問題でも全体で考えることができる学級集団づくりを進める。
- ④ 定期的実施する児童・保護者を対象とした「いじめアンケート」による早期発見と、学級・学年だより、学校便り、学校紹介ホームページによる本校教育活動の周知・理解による家庭や地域との連携を図る。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学年の発達段階に応じた学習規律の習得に向けた系統だった指導の確立と、配慮を要する児童を学級を中心に据えた学級経営の推進を図る。
- ② 重点教科を中心とした研究授業・研究討議会の実施に加え、全教員が年間1回以上の公開授業を行うことによる指導力の向上を図る。
- ③ 児童一人一人をより複数の目で、よりきめ細やかに指導するための少人数指導やティームティーティング等の授業形態を積極的に取り入れる。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 学級内での小集団活動や、全校たて割り班活動など、様々な集団活動を学校行事に取り入れることによる帰属感や連帯感の向上を図るとともに、仲間とともに1つの目標を達成することによる満足感や成就感を多く体験させる。
- ② 地域の教育力を生かした世代間交流や、進学中学校や外部諸機関からゲストティーチャーを招いての出前授業を年間計画に位置付け、多くの人との交流を通して、人とのつながりを実体験させる。
- ③ 校務支援システムにおける「いいところみつけ」を活用し、担任・担当以外からも児童一人一人の長所やがんばっていることについての声掛けを積極的に行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 人権課題に対する正しい知識と認識を深めることを目標とした道徳の時間や学級活動の時間を年間指導計画に位置付け、その実践に努める。
- ② 各教科学習に生命尊重や自他尊重に関する内容を関連付け、系統だった指導を進める。
- ③ 「目に見えるいじめ」「目に見えないいじめ」について学年の発達段階に応じて指導し、「何もしない（傍観している）こと」もいじめであることの理解を進めるとともに、パソコンや携帯電話の正しい使い方について指導する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 朝の会や終わりの会、学級会等を活用し、自分や友だち、学級のいいところを発表し共有するとともに、困っていることやできていないことを全体化し、共に考える姿勢を育む。
- ② 学級通信や学年便りで保護者に積極的に情報を発信するとともに、連絡帳や電話連絡、家庭訪問にて双方向の情報交換を積極的に行う。
- ③ 児童アンケートや保護者アンケートを計画的に実施し、実態把握に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 職員会議・生活指導部会で教職員全体で児童について共通理解する場を設け、複数の目で当該児童を見守る体制を構築する。なお、気なる児童がいる場合は、随時、生活指導部会を開催する。

- ② 当該学級担任⇒当該学年主任⇒生活指導部長・養護教諭・人権教育主担・教務主任⇒管理職と発見の段階に応じたメンバーでその解決に努める。
- ③ その指導や解決について、加害児童を一方的に叱責するのではなく、そうなった背景や原因を加害児童の保護者とともにしっかりと究明し、再発防止に全力で臨むとともに、被害児童の心のケアについても、養護教諭やスクールカウンセラーを活用しながら最善を尽くす。
- ④ いじめの原因や内容、指導方法、結果等について、校内委員会で明確にするとともに、教職員全体で共有化し、学校全体でその再発防止に努める。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①組織名・構成メンバー

『いじめ・児童虐待対策委員会』

校長・教頭・教務主任・人権教育主担・生活指導部長・養護教諭

※事案に応じて、当該学年主任・担任も参加。

#### ②役割

- 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合に緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ③年間計画

##### 【委員会】

- 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

##### 【調査】

- 児童対象のいじめアンケート

##### 【研修会】

- 校内児童理解研修会（5月）
  - 生活指導（いじめ、児童虐待、体罰・暴力行為）研修会（6月）
  - 区人権教育講演会（6月）
  - 区人権教育実践交流会（11月）
  - 校内人権教育報告会（2月）
  - 校内児童理解研修会（3月）
- ※毎月の企画会・職員会議の議案に「児童理解」を挙げ、適宜連絡会を設けている。

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校便りや学年便り、学級通信等による定期的な情報発信と、学校紹介ホームページによる毎日の情報発信を併用して、学校や児童の現状を伝える。

② 学校協議会やPTA実行委員会での現状報告と、今後の取り組みの理解と協力の要請をする。

(3) 取組内容の検証

- ① 年に複数回実施するいじめアンケートによる現状把握と、いじめがあった場合の事態改善について確認を行う。
- ② 年度末に実施する児童・保護者対象の学校アンケートによる「学校は楽しいですか（楽しいと言っていますか）。」等の質問項目にて確認を行う。
- ③ 全国学力・学習状況調査の児童質問紙における自尊感情や規範意識に関する項目における結果と、過去の結果の経年比較にて確認を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある場合は、緊急で校内委員会を開催するとともに、迅速に教育委員会や地域・関係諸機関と連携を図り、事態悪化の防止と改善を最優先にして取り組む。また相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合も、同様に速やかに報告、連携、調査を行う。
- ② 実態把握により得た情報については窓口を一本化し、管理職が誠意ある対応を行う。
- ③ 被害児童及びその保護者に対して、事態改善に全力で取り組む旨を伝えるとともに、その解決に向けた取り組みに関する情報を適切に提供する。

《いじめ発見の際の流れ》

